

「支払管理サービス『ペイメント・マネージャー』」利用規定

改定日：2020年4月1日水曜日

改定前	改定後（改定箇所…赤字）
2. （口座振指定口座） （1）本サービスのご利用に際しては、サービス新規申込と同時に、「口座振指定口座」の新規開設の申込を受付けたものとします。また、サービス解約申込と同時に「口座振指定口座」の解約の申込を受付けたものとします。 （2）「口座振指定口座」の名義は、サービス申込書によりあらかじめ指定された引落口座名義と同一とします。 （3）「口座振指定口座」の取扱い、当行が別途定める「口座振替指定口座預金規定」に従うものとします。	2. （口座振指定口座） （1）本サービスのご利用に際しては、サービス新規申込と同時に、<u>口座振指定口座</u>の新規開設の申込を受付けたものとします。また、サービス解約申込と同時に<u>口座振指定口座</u>の解約の申込を受付けたものとします。 （2）<u>口座振指定口座</u>の名義は、サービス申込書によりあらかじめ指定された引落口座名義と同一とします。 （3）<u>口座振指定口座</u>の取扱い、当行が別途定める「口座振替指定口座預金規定」に従うものとします。
4. （変更・解約） （1）本サービスの利用内容・届出事項を変更する場合、その変更内容を当行所定の申込書により当行にお届け下さい。 （2）本サービスは、利用者の都合または当行の都合により解約できるものとします。また、利用者の都合により解約する場合は、当行所定の申込書により当行にお届け下さい。 （3）（略）	4. （変更・解約） （1）本サービスの利用内容・届出事項を変更する場合、その変更内容を<u>サービス申込書</u>により当行にお届け下さい。 （2）本サービスは、利用者の都合または当行の都合により解約できるものとします。また、利用者の都合により解約する場合は、<u>サービス申込書</u>により当行にお届け下さい。 （3）（略）
9. （規定の変更） 当行が必要と判断した場合には、当行は、利用者に対して当行ウェブサイト上で変更内容を告知することにより、本規定の内容を変更することができるものとします。この場合、変更日以降は、利用者の同意の有無にかかわらず、変更後の規定を適用するものとします。利用者は、変更内容に同意しない場合には、その旨を当行に通知するものとします。当行は変更日から7日以内に利用者から変更不同意の旨の通知を受領しない場合には、利用者が変更内容に同意したものとみなします。また、変更不同意の旨の通知があった場合には、当行は、利用者に対して事前に通知することなく、本利用契約を解約することができるものとします。	9. （規定の変更） <u>民法548条の4の規定により、金融情勢の状況の変化その他相応の事由があると認められる場合には、当行は、変更内容および変更日を当行ウェブサイト上に掲載、その他相当の方法で周知することにより、この規定の各条項その他の条件を変更できるものとします。この場合、変更日以降は、変更後の規定を適用するものとします。</u>